

介護サービス・高齢者施設等の新型コロナ関係補助金等の対象整理表（◎従事者・利用者 ●従事者のみ ▲一部対象）※1月22日現在

		①松戸市新型コロナウイルス感染症施設・事業所等PCR検査事業	②介護施設等集団感染拡大防止対策緊急補助金	③介護施設等感染拡大防止対策補助金	④高齢者施設等へのPCR検査補助事業	⑤高齢者及び有疾患者等PCR検査事業	⑥千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱
実施対象		介護施設等及び学校や保育所等の通学・通所施設の児童生徒・利用者及び職員で次のいずれかにも該当する者。 (1)無症状者であって行政検査及び保険適用の検査の対象とならない者。 (2)職員については感染が発生し、濃厚接触者が特定された当該施設・事業所等に勤務する職員	概ね2週間以内に陽性者が1人以上発生し、保健所の承認のもと、サービス提供を継続する施設等	陽性者の発生はないが、感染防止対策を講じる施設等	(1)高齢者施設従事者（市内在勤） (2)介護サービス従事者（市内在勤） (3)障害福祉サービス従事者（市内在勤） ※いずれも無症状の者を対象。 施設内で従事する委託職員を含む ➡(1)～(3)のうち検査を希望するもの	(1)65歳以上の高齢者（市内在住） (2)基礎疾患のある者（市内在住） (3)保育・教育従事者（市内在勤） (4)介護・障害福祉サービス従事者（市内在勤） (5)介護・障害福祉サービス従事者と同居する方※一定の条件あり (6)中学校・高等学校・大学を受験する方 ※いずれも無症状の者を対象。 ➡(1)～(6)のうち検査を希望するもの	(1)高齢者施設等の入居者 (2)介護従事者
実施項目		当該感染の発生から、その終息までの期間 1人1回のPCR検査実施	1施設当たり100万円を上限に補助 ・施設内感染拡大を防止すると共にサービスを継続する為に必要な防止対策に係る経費 (1)施設職員のホテル宿泊費やPCR検査費等 (2)代替職員の確保に係る経費 (3)介護従事者等の安全確保に係る経費	1施設当たり20～70万円を上限に補助 ・施設内集団感染防止対策に係る経費 (1)施設職員のホテル宿泊費やPCR検査費等 (2)施設の環境整備や介護従事者等の安全確保に係る経費	PCR検査費用の補助 ・対象者がPCR検査事業者(任意)でPCR検査を受検した場合の検査費用の全部又は一部	PCR検査1件あたり20,000円を上限に ・対象者が医療機関(任意の場所)でPCR検査を受検した場合の検査費用の全部又は一部	自費検査費用の補助 ・保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合において補助の対象となる。 ※千葉県の事業の為、県の判断を要する。
担当課		地域医療課	介護保険課	介護保険課	地域医療課	地域医療課	千葉県
施設名		施設数					
入居系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	20	◎	●	●	●	◎
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	◎	●	●	●	◎
	介護老人保健施設	12	◎	●	●	●	◎
	介護療養型医療施設	1	◎	●	●	●	◎
	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム) ※養護老人ホーム含む	30	◎	●	●	●	◎
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	37	◎	●	●	●	◎
	短期入所生活介護(ショートステイ)	32	◎	●	●	●	◎
	短期入所療養介護	13	◎	●	●	●	◎
	住宅型有料老人ホーム	29	◎	●	●	●	◎
	サービス付高齢者向け住宅	31	◎	●	●	●	◎
軽費老人ホーム(ケアハウス)	6	◎	●	●	●	◎	
在宅系	訪問介護	119				●	◎
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5				●	◎
	夜間訪問介護					●	◎
	訪問入浴介護	6				●	◎
	訪問看護	37				●	◎
	訪問リハビリテーション	13				●	◎
	通所介護(デイサービス)	75	◎			●	◎
	地域密着型通所介護(小規模デイサービス)	75	◎			●	◎
	通所リハビリテーション(デイケア)	21	◎			●	◎
	認知症対応型通所介護	3	◎			●	◎
	小規模多機能型居宅介護	11	◎	●		●	◎
	看護小規模多機能型居宅介護	7	◎	●		●	◎
	居宅介護支援事業者	124				●	◎
	地域包括支援センター(介護予防支援事業所)	15				●	◎
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	28				●	◎	
居宅療養管理指導					-	▲	
合計		754					

補助金等の活用方法

申請者	事業者(運営法人)	個人	事業者(運営法人)
申請可能時期	陽性者発生後	陽性者発生前	高齢者施設等が検査を必要と判断した時
備考	発生期間中1回まで	回数制限はないが、上限金額まで	回数制限はない
	施設内に陽性者が発生した後で、全ての行政検査対象者が陰性となったとき。 ※ただし、2回目以降については、前回の検査実施後、感染終息の日の翌日から14日を経過している場合	感染症の蔓延が危惧される状況下で、当該施設等において、利用者並びに職員に対して新型コロナウイルス感染症の感染対策を行う場合	無症状の対象者がPCR検査事業者(任意)でPCR検査を受検した場合
	施設内に陽性者が発生した後で、感染拡大を防止するとともに、サービスを継続するために必要な防止対策を講じる場合 ※現時点では、当面の間、対象施設や要件等は変更なし(11/18確認済)	無症状の対象者がPCR検査事業者(任意)でPCR検査を受検した場合	無症状の対象者が医療機関(任意の場所)でPCR検査を受検した場合
			無症状の対象者がサービス利用者であって、65歳未満の者(基礎疾患のある者を除く)は補助対象外となる。
			保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断した場合 ※千葉県の事業の為、県の判断を要する。

※厚生労働省「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について(要請)」(平成29年11月19日事務連絡)における自費で検査を実施する場合の補助金については、県に確認中。